

# 令和8年度ふるさと塾「出前講座」実施要項

庄内教育事務所社会教育課

## 1 目 的

- (1) 地域で子どもたちへ地域文化の伝承を行っているふるさと塾賛同団体が、他団体との交流・研修を通して新たな視点を得て、今後の活動が活性化するように促すことができるようにする。
- (2) 団体・学校における文化伝承活動のレベルアップを図るとともに、団体が抱える課題を解決するために、講師による専門的な視点からの指導・助言によって、技能向上や活動内容の充実を図る。

## 2 実施時期

令和8年5月下旬～令和9年2月末日



## 3 会 場

学校、各団体の活動場所、各市町のコミセン・まちセン等

## 4 対 象

- (1) 文化伝承活動に取り組んでいる庄内管内の小・中学校(学年単位での応募も可)
- (2) 文化伝承活動に取り組んでいる庄内地域のふるさと塾賛同団体  
(賛同団体として登録していない団体であっても、出前講座を機会に新規登録すれば、実施可)

## 5 内 容

学校が「総合的な学習の時間」やクラブ活動等で行う文化伝承活動に講師を招く場合、また、賛同団体が地域との連携を強化する等の目的で講師を招く場合、その経費(講師謝金等)の全部または一部を県が負担する。

- (1) 学校に招く講師は賛同団体に所属する地域人材を中心に選定する。
- (2) 講師謝金については予算の範囲内で支給する。  
・謝金の単価上限額…1時間 2,500 円※  
・1つの団体あたりの上限額…20,000 円※

※なお、申し込み状況によって、謝金の単価上限額および1つの学校・団体あたりの上限額が変更になる場合があります。

- (3) 講師謝金は、所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の税率を適用し、源泉徴収した金額を県が教育事務所を通して講師の口座へ直接支払う。講師が複数名の場合、委任状を記入し、原則として代表者の口座に支払う。団体の口座への支払はできない。

## 6 手続き

- (1) 本講座を希望する学校又はふるさと塾賛同団体は、申請書(様式1)を庄内教育事務所社会教育課あてにメールかFAXで提出してください。
- (2) 申込み多数の場合、本事業のねらいを踏まえ、申請書をもとに庄内教育事務所で選考を行います。選考終了後、申請書の受理の可否、講師謝金の決定額について通知します。
- (3) 実施決定後、講師への派遣依頼を庄内教育事務所が行います。依頼された講師は教育事務所に口座振込に係る書類等(教育事務所作成の様式)を提出します。
- (4) すべての講座が終了後、教育事務所は謝金等を講師へ支払います。事務手続きの関係上、2週間～1ヵ月かかります。

## 7 申請締切 令和8年5月15日(金)必着

## 8 その他

- (1) より多くの団体・学校に本事業の活用を促すため、新規申し込みの団体・学校を優先します。講師謝金等に限りがあるため、応募多数の場合は、対象とならないことがありますのでご了承ください。
- (2) ふるさと塾賛同団体が本講座の申請をする場合は、申請したことを必ず出前講座を行う学校等に連絡してください。学校等に連絡がされていない場合、謝金等のお支払いができないことがあります。ご注意ください。
- (3) 申請の手続きや詳細については、下記にお問い合わせください。

**【 お問合せ ・ 申請書の提出 】**

庄内教育事務所 社会教育課 (担当:梅津 雄大)

電話:0235-68-1983 FAX:0235-66-3015

メール:umetsuyud@pref.yamagata.jp